

定款変更に関する Q&A

平成 28 年 12 月 16 日に臨時総会を開催し定款変更を付議いたします。
定款変更の内容について、判らないことや疑問に思われることもあると思われます。
そこで、Q&A の形で、疑問点に答えることといたします。

Q1、なぜ総会議決権の代理行使に電磁的(インターネット等による)方法を追加するのですか。

A1、正会員の権利行使の利便性を向上させるためです。

総会は学会の最高議決機関であり、学会の基本的な業務執行体制や業務運営の基本ルールを決定する役割を担っています。

総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行うことになっています。従来の総会では、正会員の皆様に書面による委任状の提出をお願いし、定足数(正会員の過半数)を確保していましたが、委任状の提出率は通常51～55%でした。また、これだけの委任状を集めるには多大な労力と費用を要しています。

このため、正会員の権利行使の利便性向上、経費削減、そして学会の業務運営が滞り無く行える環境整備を目的として、議決権の代理行使にインターネット等による方法を追加することといたしました。これにより、国内外の赴任先から簡単に権利を行使することができます。

議決権の代理行使については、従来通り書面による行使もできます。

Q2、なぜ業務執行理事の定義と職務執行状況報告回数を変えるのですか。

A2、業務執行理事の役割を明確にし、理事会の機能をより高めるためです。

業務執行理事の範囲を明確にするため、「会長等以外のすべての理事」から「副会長、専務理事」に変更することといたしました。定義変更後も、従来通り理事が会長、副会長を補佐し、会務を処理することについて変わりはありません。

理事会審議をより充実させる環境整備のため、業務執行理事が理事会に行う職務執行状況報告回数を現行の年4回から年2回に変更することといたしました。

Q3、なぜ「会長が欠けたとき」の手順などにおける役職表記を整理するのですか。

A3、表記を統一し、手順をわかりやすくするためです。

現行の定款は、「代表理事」、「会長」、「会長等」の役職表記が混在しており、表記を整理し、わかりやすくするためです。万が一「会長」が欠けたときは、「会長」職を置かず、「代表理事」を理事の中から選定し、その者が、前任の「会長」の残任期間、「会長」の職務を行うという趣旨に変わりはありません。あわせて、他の条文においても役職表記を整理いたしました。

本変更は行政官庁の指導によるものでもあります。

以上